

第四百七十七回国 参議院農林水産委員会會議録第十二号

平成十二年五月十六日(火曜日) 午前十時開会

委員の異動

四月二十一日

辞任 仲道 俊哉君

補欠選任 岸 宏一君

四月二十四日

辞任 佐藤 昭郎君

補欠選任 仲道 俊哉君

羽田雄一郎君

北澤 俊美君

大沢 辰美君

筆坂 秀世君

四月二十五日

辞任 仲道 俊哉君

補欠選任 佐藤 昭郎君

岡崎トミ子君

藤井 俊男君

四月二十六日

辞任 須藤美也子君

補欠選任 市田 忠義君

森下 博之君

岡 利定君

四月二十七日

辞任 市田 忠義君

補欠選任 須藤美也子君

筆坂 秀世君

大沢 辰美君

四月二十八日

辞任 岡 利定君

補欠選任 森下 博之君

羽田雄一郎君

櫻井 充君

藤井 俊男君

本田 良一君

第九部 農林水産委員会會議録第十二号 平成十二年五月十六日【参議院】

五月九日

辞任 櫻井 充君

補欠選任 羽田雄一郎君

本田 良一君

藤井 俊男君

筆坂 秀世君

大沢 辰美君

五月十日

辞任 藤井 俊男君

補欠選任 浅尾慶一郎君

五月十一日

辞任 佐藤 昭郎君

補欠選任 林 芳正君

五月十二日

辞任 浅尾慶一郎君

藤井 俊男君

出席者は左のとおり。

委員長 若林 正俊君

理事 岩永 浩美君

委員 龜谷 博昭君

小林 元君

須藤美也子君

谷本 頼君

金田 勝年君

岸 宏一君

佐藤 昭郎君

鶴保 庸介君

五月九日

補欠選任 羽田雄一郎君

藤井 俊男君

大沢 辰美君

筆坂 秀世君

補欠選任 浅尾慶一郎君

補欠選任 林 芳正君

藤井 俊男君

補欠選任 佐藤 昭郎君

若林 正俊君

岩永 浩美君

龜谷 博昭君

小林 元君

須藤美也子君

谷本 頼君

金田 勝年君

岸 宏一君

佐藤 昭郎君

鶴保 庸介君

鶴岡 洋君

渡辺 孝男君

大沢 辰美君

石井 一二君

玉沢徳一郎君

金田 勝年君

山田 榮司君

山田 榮司君

山田 榮司君

山田 榮司君

山田 榮司君

山田 榮司君

山田 榮司君

山田 榮司君

山田 榮司君

山田 榮司君

山田 榮司君

山田 榮司君

○委員長(若林正俊君) この際、玉沢農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。玉沢農林水産大臣。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 去る五月十一日、北海道において口蹄疫の疑似患者を確認いたしましたので、その発生の状況等につきまして御説明申し上げます。

既に御承知のとおり、去る三月二十五日、宮崎県において口蹄疫の疑似患者が確認されたことに伴い、家畜伝染病予防法に基づき、移動制限地域の設定、発生農場の消毒、疑似患者の殺処分等を行うなど、同病の蔓延防止策を実施してまいりました。

また、感染経路の解明を図るため、移動制限地域内の農場及び発生農場と疫学上関連のある農場のほか、宮崎、熊本及び鹿児島県下から牛を導入した農家、輸入粗飼料を給与している農家等を対象とし、血液検査等による全国的な調査を実施してまいりました。

今般、北海道において疑似患者が確認された農場は、この全国的な調査対象農家の一つであり、北海道本別町に所在する七百五頭を飼養している肉用牛肥育農家でございます。この農場で検査対象となった牛のうち二頭の検査材料から口蹄疫ウイルスの遺伝子の断片が検出されたことから、五月十一日、口蹄疫の疑似患者と確認いたしました。

このため、同日、家畜伝染病予防法に基づき、当該農場を中心とした半径十キロメートル以内の地域を移動制限地域に設定した上で、当該農場の消毒等を実施するとともに、十二日から十五日にかけて当該農家の飼養牛全頭が殺処分、埋却されたところであります。

また、五月十三日、今回検出されたウイルスは宮崎県で検出されたものと同一のもので特定されたことから、これらの疑似患者のうち二頭については患者として取り扱うこととしました。

○委員長(若林正俊君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に須藤美也子君を指名いたします。

○委員長(若林正俊君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に須藤美也子君を指名いたします。

○委員長(若林正俊君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に須藤美也子君を指名いたします。

○委員長(若林正俊君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に須藤美也子君を指名いたします。

○委員長(若林正俊君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に須藤美也子君を指名いたします。

○委員長(若林正俊君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に須藤美也子君を指名いたします。

○委員長(若林正俊君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に須藤美也子君を指名いたします。

○委員長(若林正俊君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に須藤美也子君を指名いたします。

○委員長(若林正俊君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に須藤美也子君を指名いたします。

○委員長(若林正俊君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に須藤美也子君を指名いたします。

○委員長(若林正俊君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に須藤美也子君を指名いたします。

現在、移動制限地域内の全農場を対象として、立入検査や抗体検査のための血液採取を実施しているところであり、感染経路解明のための疫学調査を進め、原因究明に向けた情報の収集、分析に鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

口蹄疫は、極めて悪性の家畜伝染病であり、その蔓延を防止し清浄化を図ることは、我が国畜産の将来のみならず国民生活にとって極めて重要であると考えております。したがって、一刻も早い清浄化を達成するため、蔓延防止措置を的確に実施し、引き続き関係道県と連携しつつ、最大限の努力を注ぐとともに、畜産経営等が円滑に推進できるような万全の対策を講じてまいりたいと考えているところであります。

○委員長(若林正俊君) 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。玉沢農林水産大臣。

我が国酪農及びその関連産業につきましては、牛乳・乳製品の安定供給の基盤をなすものとして、また地域の経済社会を支える基幹産業として重要な役割を有していることにかんがみ、これまでいわゆる不払い方式により加工原料乳に係る生産者補給金を交付する等の措置を講ずることにより、これらの健全な発達を促進し、あわせて国民の食生活の改善を図ってきたところであります。

しかしながら、この仕組みは、市場評価にかかわらず加工原料乳について一定水準の手取りが確保されるものであることから、生産者及び生産者団体の生産、販売努力が促進されにくいものとなっております。

このような状況を踏まえ、消費者、乳業者等のニーズを生産者に伝達し、需要の動向に応じた加工原料乳の生産を促進することを通じて、我が国酪農及びその関連産業のさらなる発展を確保するため、市場評価が生産者手取りに適確に反映されるよう生産者補給金制度を見直すこととし、本法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、生産者補給金について、生産費の水準である保証価格と乳業者が支払い可能な水準である基準取引価格との差額を不払いする方式を改め、前年度に定める一定の単価により生産者補給金を交付する方式とすることとしております。

なお、生産者補給金の交付は価格低落が生乳の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための積立金制度の対象とされる加工原料乳について行うこととしております。

第二に、不払い方式の見直しに伴う行政価格の廃止とあわせて、農畜産業振興事業団による国内産の指定乳製品の買入れ及び農林水産大臣または都道府県知事による加工原料乳の取引に係る勧告を廃止するとともに、農畜産業振興事業団による外国産乳製品の輸入及び売り渡しについて所要の規定の整備を行うこととしております。

このほか、生乳の生産事情及び流通事情の変化を踏まえ、都道府県の区域を超える生乳生産者団体の指定を農林水産大臣が行うこととする等の措置を講ずることとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(若林正俊君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時八分散会

五月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 指定乳製品等の輸入(第十三条―第十四条の五)」を「第四章 指定乳製品等の輸入等(第十三条―第十九条)」を「第四章 指定乳製品等の輸入等(第十三条―第十九条)」に改める。

第一章中「及び輸入乳製品の調整に関する業務並びにこれらの業務と関連して乳製品の買入れ、売渡し等の業務」を「輸入乳製品の調整等に関する業務」に、「あわせて」を併せて改める。

第三条第一項第二号の二を削り、同項第三号を次のように改める。

三 前号の業務に係る指定乳製品等の買入れ、交換及び売渡し

第三条第一項第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 事業団以外の者の輸入に係る指定乳製品等の買入れ及び売渡し

第三条第二項中「第三号まで」の下に「及び第五号を加え、」第五章を「第四章」に、「行なう」を「行う」に改める。

第四条第一項第二号中「輸入を目的とする」を削り、同項第三号中「買入れ、及び」を「輸入を目的とする」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に改める。

第五条中「都道府県知事」の下に「又は農林水産大臣を加え、」行なう」を「行う」に、「都道府県の区域内」を「次条第一項に規定する地域内」に改め、「生産されるもの」の下に「であつて、加工原料乳の販売価格の低落がその生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための積立金であつて農林水産省令で定める基準に適合するものの積立による指定費用を生乳の生産者がこの条の規定による指定を受けた生乳生産者団体(以下「指定生乳生産者団体」という。)に支払う旨の定めがある契約(第十一条第一項において「生産者積立金契約」という。)に係るもの」を加える。

第六条第一項を次のように改める。

前条の指定は、一又は二以上の都道府県の区域(その区域の自然的経済的条件に照らして、これにより難いと認められる場合において、農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴いて当該区域を分けて区域を定めたときは、その区域。第四項及び次条第三号において同じ。)を単位とする地域」とし、その指定を受けようとする生乳生産者団体の申請により、その申請に係る地域が一の都道府県の区域を超えない生乳生産者団体については当該都道府県知事が、その他の生乳生産者団体については農林水産大臣が行う。

第六条第二項中「生乳受託販売」の下に「の事業及び生産者補給金の交付の業務」を、「当該都道府県知事」の下に「又は農林水産大臣」を加え、同条に次の一項を加える。

4 農林水産大臣は、前条の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該申請に係る地域内の区域を管轄する都道府県知事の意見を聴くものとする。

第七条中「すべて」を「いずれにも」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 生乳受託販売の事業及び生産者補給金の交付の業務を通じかつ確実に実施できると認められること。

一 生乳受託販売の事業及び生産者補給金の交付の業務を通じかつ確実に実施できると認められること。

一 生乳受託販売の事業及び生産者補給金の交付の業務を通じかつ確実に実施できると認められること。

一 生乳受託販売の事業及び生産者補給金の交付の業務を通じかつ確実に実施できると認められること。

一 生乳受託販売の事業及び生産者補給金の交付の業務を通じかつ確実に実施できると認められること。

一 生乳受託販売の事業及び生産者補給金の交付の業務を通じかつ確実に実施できると認められること。

第七條第五号を同條第七号とし、同條第四号中「約定の方法」の下に、「生産者補給金の金額の算定及びその交付の方法」を加え、同号を同條第六号とし、同條第三号を同條第五号とし、同條第二号中「当該区域内生産生乳を、当該地域内生産生乳」に改め、同号を同條第四号とし、同條第一号の次に次の二号を加える。

二 その申請に係る地域内で生産される生乳（以下「当該地域内生産生乳」という。）の販売数量に対し申請者の生乳受託販売に係る当該地域内生産生乳の数量が農林水産省令で定める相当の割合を占めており、又は占めることとなる見込みが確実であること。

三 その申請に係る地域が二以上の都道府県の区域の場合にあつては、当該地域内のそれぞれの区域内で生産される生乳の販売数量に対し申請者の生乳受託販売に係るそれぞれの区域内で生産される生乳の数量が農林水産省令で定める相当の割合を占めており、又は占めることとなる見込みが確実であること。

第八條に次の一項を加える。

2 農林水産大臣は、第五條の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

第九條第一項中「第五條の指定を受けた生乳生産者団体（以下「指定生乳生産者団体」という。）を「指定生乳生産者団体」に改め、同條第二項中「都道府県知事」の下に「又は農林水産大臣」を加える。

第十條第一項中「都道府県知事の下に」又は「又は農林水産大臣を加え、」に「を」を「いづれかに」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「を行なつた」を「又は生産者補給金の交付の業務を行つた」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 第七條第一号の要件に適合しなくなつたとき。

第十一條第一項中「第一号の保証価格から第二号の基準取引価格を控除した金額を、次項の規定により定められる生産者補給金の単価（以下「補給金単価」という。）に、」を行なつた「行つた」に、「他の都道府県の区域内を当該指定生乳生産者団体の指定に係る地域以外の地域に、」を行なう「を」を行うに、「除く」を「除き、生産者積立金契約を締結した生産者の生産に係るものに限る」に改め、「都道府県知事」の下に「又は農林水産大臣」を加え、「こゝを」を「超える」に改め、各号を削り、同條第四項を削り、同條第三項中「保証価格及び第一項の農林水産大臣が定める数量」を「補給金単価及び第一項の農林水産大臣が定める数量（以下「補給金単価」という。）」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項中「前項を」第一項に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 補給金単価は、農林水産大臣が、生乳の生産費その他の生産条件、生乳及び乳製品の需給事情並びに物価その他の経済事情を考慮し、生産される生乳の相当部分が加工原料乳であると認められる地域における生乳の再生産を確保することを旨として定めるものとする。

第十一條第五項中「保証価格、基準取引価格、第一項の農林水産大臣が定める数量及び安定指標価格（以下「保証価格等」という。）を、補給金単価等に改め、同條第六項から第九項までの規定中「保証価格等」を「補給金単価等」に改める。

第十四條第一項中「安定指標価格を超えて」を「著しく」に改める。

第十五條を削り、第十四條の五を第十五條とする。

第十六條第一号を次のように改める。
一 指定乳製品の価格が著しく騰貴し、又は騰

貴するおそれがあると認められる場合であつて、農林水産大臣の承認を受けたとき。

第十八條の見出しを（完渡しをしない場合）に改め、同條中「第十五條第一項の規定による買入れ又は」を削り、同條第一号及び第二号を削り、同條第三号を同條第一号とし、同條第四号中「行なわれた」を行なつたに改め、同号を同條第二号とし、同條第五号を同條第三号とする。

「第六章 雜則」を「第五章 雜則」に改める。

第二十條第一項中「第四條を」から第五條までを削り、同條第二項中「安定指標価格及び基準取引価格が定められている場合には、法第五條第一項中「安定基準価格に達しない」とあるのは、「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）以下「暫定措置法」という。）とあるのは、「加工原料乳の価格を」加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）以下「暫定措置法」という。）第二條第一項に規定する加工原料乳（以下「加工原料乳」という。）の価格に改める。

第二十條の二第二項中「第二号の二までの業務並びに同項第二号の業務に係る指定乳製品等について」の同項第三号及び第四号を「第五号まで」に改め、「同項第一号中「同條第三項第一号の業務」とあるのは「同條第三項第一号の業務並びに暫定措置法第三條第一項に規定する業務であつて同項第二号の業務に係る指定乳製品等以外の指定乳製品等について」の同項第三号及び第四号の業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）とを削る。

第二十條の三及び第二十一條第二項中「第二号の二までの業務並びに同項第二号の業務に係る指定乳製品等について」の同項第三号及び第四号を「第五号まで」に改める。

第二十三條の二中「第六條第一項」の下に「（指定を行う事務に係る部分に限る。）」を加え、「第八條を」第八條第一項に、「第二十三條第一項を」前條第一項に改める。

附則

（施行期日）
第一條 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第十一條第六項の改正規定及び次條の規定は、公布の日から施行する。（経過措置）

第二條 畜産物の価格安定等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第六條第一項の生乳生産者団体は、この法律の施行前においても、改正後の加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（以下「新法」という。）第六條第一項から第三項までの規定の例により、指定の申請をすることができ。

2 前項の規定により指定の申請があつた場合における当該生乳生産者団体の指定については、新法第五條、第六條第一項及び第四項、第七條並びに第八條の規定の例によるものとする。この場合において、新法第五條の規定の例により指定を受けたときは、この法律の施行の日において同條の規定により指定を受けたものとみなす。

第三條 平成十三年年度の補給金単価等の決定については、新法第十一條第五項中「当該年度の開始前に」とあるのは、「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律（平成十二年法律第 号）の施行後遅滞なく」とする。

第四條 平成十二年年度の加工原料乳についての生産者補給交付金及び生産者補給金の交付については、なお従前の例による。
（地方自治法の一部改正）
第五條 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百二十二号）の項中「第六条第一項」の下に「（指定を行う事務に係る部分に限る。）」を加え、「第八条」を「第八条第一項」に改める。

（肉用子牛生産安定等特別措置法の一部改正）

第六条 肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「第二号の二までの業務若しくは同項第二号の業務に係る同号の指定乳製品等」についての同項第三号若しくは第四号を「第五号まで」に改める。